

【2016 年 7 月 22 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 126 号 ■

▽▼ 労働行政分野の支援や制度に関するアンケートにご協力ください ▲△

厚生労働省では、事業主の皆さまが、労働行政分野の支援や制度を、どの程度ご存じかをお伺いするオンラインアンケートを実施しています。（実施期間：9 月末まで）

簡単なアンケート（14 問）です。結果は、今後の施策検討の参考とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

【アンケートはこちら】

https://krs.bz/roumu/m/questionnaire_mm

目次

【今号の内容】

- 9 月から、全国で「過重労働解消のためのセミナー」を開催します
- 「中小企業のための育休復帰支援セミナー」を開催します
- 「医療・福祉施設における短時間正社員制度導入支援セミナー」を 8 月上旬から全国 6 都市で開催します
- 人材育成に活用できる「職業能力評価基準活用セミナー」を開催します
～企業向け・キャリアコンサルタント向けのセミナーを全国主要都市で開催～
- 「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰（輝くテレワーク賞）」募集中です

9 月から、全国で「過重労働解消のためのセミナー」を開催します

事業主や企業の労務担当の方などを対象に、過重労働解消に向けた具体的な取組内容を紹介する「過重労働解消のためのセミナー」を、9 月から、全国 47 都道府県で（計 60 回）実施します。

このセミナーでは、労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、参考となる取組事例の紹介などを盛り込み、分かりやすく解

説します。

なお、このセミナーは、事業主・企業の労務担当者に限らず、どなたでも、無料でご参加いただけます。過重労働防止対策に関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。【事前申込制（各回先着 100 人程度）・参加無料】

【開催予定】

東京都では 8 回、大阪府と愛知県では各 3 回、埼玉県と神奈川県では各 2 回、その他の道府県では各 1 回開催します。

【申込方法や開催日時・会場など詳細はこちら】

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>（準備中）

8 月 1 日（月）から申込受付を開始します。

「中小企業のための育休復帰支援セミナー」を開催します

育児休業を取得する予定の従業員が、安心して休業を取得できるよう、職場環境を整備し、育休制度を運用していくことは、優秀な人材の定着、従業員の働く意欲の向上につながります。

そこで、このセミナーでは、育児休業を取得する予定の従業員が円滑に育休を取得し、職場に復帰するための支援に役立つ「育休復帰支援プラン」を策定する手順・ポイントについて、事例を交えながらご紹介していきます。

育休制度を初めて活用する、または育休を取得しやすく、復帰しやすい職場に向けて、取組のブラッシュアップを考えている経営者・労務担当者の方に役立つ内容となっていますので、ぜひご参加ください。【事前申込制・参加無料】

【開催予定】

【仙 台】10 月 6 日（木）13:30～15:30／TKP 仙台カンファレンスセンター

【名古屋】9 月 6 日（火）13:30～15:30／TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター

【大 阪】8 月 26 日（金）13:30～15:30／TKP ガーデンシティ 東梅田

【広 島】9 月 28 日（水）13:30～15:30／TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅前

【福 岡】8 月 5 日（金）13:30～15:30／リファレンス駅東ビル

【申込方法など詳細はこちら】

<http://ikuji-kaigo.com/seminar2016s.html>

【育児プランナーによる訪問支援に関するお問い合わせ】

育児プランナーとは、中小企業における育休復帰・経営支援のノウハウを持つ社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家です。こうした育児プランナーによる訪問支援も随時受付を行っています！

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局（委託先）

電話 03(5542)1740（受付時間 平日 9:00～17:30）

URL <http://ikuji-kaigo.com>

「医療・福祉施設における短時間正社員制度導入支援セミナー」
を8月上旬から全国6都市で開催します

厚生労働省では、「医療・福祉施設における短時間正社員制度導入支援セミナー～短時間正社員制度導入の意義と導入に向けた留意点～」を8月から9月にかけて全国6会場で開催します。セミナーでは、短時間正社員制度導入の意義や導入に向けた留意点の説明、実際に導入している医療・福祉施設のご担当者による事例紹介とパネルディスカッションを行います。

また、セミナー終了後には、社会保険労務士による無料の「短時間正社員制度導入支援・制度改善コンサルティング」について、概要をご案内し、申込相談会を行います。

これから短時間正社員制度の導入を検討する法人経営層や人事労務ご担当者をはじめ、医療・福祉法人における短時間正社員制度に関心のある多くの皆さまのご参加をお待ちしています。【事前申込制・参加無料】

【日時・会場】

〔埼 玉〕 9月5日（月）13:30～16:00／TKP 大宮駅西口カンファレンスセンター

〔東 京〕 8月10日（水）13:30～16:00／TKP 東京駅前カンファレンスセンター

〔金 沢〕 8月22日（月）13:30～16:00／TKP 金沢ビジネスセンター

〔名古屋〕 8月25日（木）13:30～16:00／TKP ガーデンシティ名古屋新幹線口

〔大 阪〕 8月30日（火）13:30～16:00／TKP ガーデンシティ PREMIUM 大阪駅前

〔福 岡〕 8月29日（月）13:30～16:00／TKP ガーデンシティ博多アネックス

*定員は各回とも先着 100 人

【プログラム】

- 13:30～14:00 基調講演「短時間正社員制度導入の意義と導入に向けた留意点」
14:00～14:50 事例紹介「短時間正社員制度を導入する先進事例のご紹介」
15:00～15:55 パネルディスカッション「先進事例にみる、制度導入のメリットや留意点」
15:55～16:00 短時間正社員制度導入支援・制度改善コンサルティングについて
16:00～ 終了後、短時間正社員制度導入支援・制度改善コンサルティングのご案内（詳細）と申込相談会（希望者のみ・事前申込制）

【申込方法など詳細はこちら】

みずほ情報総研株式会社ホームページ「イベント・セミナー」

<http://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2016/tanjikan2016/index.html>

【お問い合わせ先】

「医療・福祉施設における短時間正社員制度導入支援セミナー」事務局

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部（委託先）

担当 渡辺・新屋・飯村・小曾根・砂川

住所 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエア8F

電話 03(5281)5276（月～金曜日 10:30～17:30 ※土・日・祝日は除く）

FAX 03(5281)5443（24時間受付）

E-mail part-time@mizuho-ir.co.jp

人材育成に活用できる「職業能力評価基準活用セミナー」を開催します
～企業向け・キャリアコンサルタント向けのセミナーを全国主要都市で開催～

厚生労働省では、働く人の職業能力が適正に評価され、一人ひとりの能力が最大限発揮され、向上させていくことができる社会の実現を目指して、幅広い業種・職種に関する「職業能力評価基準」の開発・整備を進めています。

このセミナーは、自社やご自身の活動領域で「職業能力評価基準」を活用していただくきっかけとなることを目的に、7月下旬から11月下旬にかけて全国主要都市で開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

【企業のご担当者様向けセミナー】全国主要都市で6回開催

企業の人事評価制度の設計、見直しや制度の運用、改善といった課題に活用で

きるセミナーを開催します。（※午前または午後の方の受講も可能です）

午前：制度設計編 ～人材育成に有効な評価制度の設計～

午後：運用（評価スキル）編 ～評価スキル向上セミナー～

【キャリアコンサルタント向けセミナー】全国主要都市で5回開催

キャリアコンサルタントの方々が「職業能力評価基準」を実践の場で活用いただけるよう、グループワークなどを通じて「職業能力評価基準」への理解と、具体的な活用方法の知見を深めていただきます。

【申込方法など詳細はこちら】

中央職業能力開発協会（JAVADA）（委託先）

<http://www.hyouka.javada.or.jp/user/seminar.html>

（一部の回については既に受付終了、またはキャンセル待ちとなっています）

「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰（輝くテレワーク賞）」募集中です

厚生労働省では、平成27年度から、「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰制度（輝くテレワーク賞）」として、テレワークの活用によって、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に顕著な成果を上げた企業や、団体・個人の方を表彰しています。

平成28年度の募集は、8月26日（金）までとなっています。皆さまからのご応募をお待ちしています。

◆表彰の対象と種類◆

（1）厚生労働大臣賞「優秀賞」

テレワークの活用によって、ワーク・ライフ・バランスの実現を図っている企業のうち、特にその取組が優秀と認められる企業・団体を表彰

（2）厚生労働大臣賞「特別奨励賞」

テレワークの導入に当たって、さまざまな工夫を凝らすなど、他の企業の模範となる取組を行う企業・団体を表彰

（3）厚生労働大臣賞「個人賞」

1. 他の模範となる「テレワークを積極的に活用した働き方」によって

ワーク・ライフ・バランスを実現している個人を表彰
2. 雇用型のテレワークの普及・推進に貢献した個人を表彰

【応募フォームのダウンロードや応募方法など詳細はこちら】

<http://kagayakutelework.jp/award/>

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=10>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-